防衛省設置法の一部を改正する法律案参照条文 目次

○ 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)(抄)	〇 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

0 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)

第二十一条の二 隊、 航空支援集団 海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。 陸上自衛隊、 航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。 海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊 は、 統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、 (陸上総隊、 方面隊、 自衛艦隊、 地方隊、 教育航空集団 練習艦隊、 陸上自 航空総

2 略

0 防衛省設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) 沙)

(所掌事務)

第四条 防衛省は、 次に掲げる事務をつかさどる。

应 (略)

Ŧī. 職員の人事に関すること。

七六 職員の補充に関すること。

礼式及び服制に関すること。

(略)

九八 所掌事務の遂行に必要な教育訓 練に関すること。

職員の保健衛生に関すること。

+ 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十 二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、 船舶、 航空機及び食糧その他の需品 (以 下 「装備品等」という。) の調達、 補給及び管理並びに役務の調達に関すること

十四・十五 略

自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の 制限及び禁止 並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十七・十八 (略)

十九 及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。 条約に基づいて日本国にある外国軍隊 (以 下 「駐留軍」という。)の使用に供する施設及び区域の決定、 取得及び提供並びに 駐 留軍に提供した施

に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法 昭 和五十二年法律第四十号) 第二条第三項

- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和四十九年法律第百一号) 第三条から第九条までの規定による措置に関すること。
- 駐留軍 ための物品及び役務 (工事及び労務を除く。)の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、 返還及び処分に関すること。
- 二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、 備品、 需品及び役務 (労務を除く。) の調達、 提供及び管理に関すること。
- 二十四四 。)による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(次号において「駐留軍等」という
- 入れ、 隊の地位に関する協定(以下この項において「合衆国軍協定」という。)第十五条第一項(1)に規定する諸機関をいう。)のために労務に服する者の雇 提供、 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国 労務管理、給与及び福利厚生に関すること。 軍
- 二十六 特別調達資金(特別調達資金設置令 解雇、 (昭和二十六年政令第二百五号) 第一条に規定する特別調達資金をいう。) の経理に関すること。
- 二十七 に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制 限等
- 二十八 る法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関す (昭和二十八年法律第二百四十六号)第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。
- 二十九 第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (平成十六年法律第百十三
- 三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。
- 三十一 合衆国軍協定第十八条第五項図の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関する
- 三十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 三十三 (略)
- 三十四 前各号に掲げるもののほか、 法律 (法律に基づく命令を含む。) に基づき防衛省に属させられた事務
- 2 (略)

(所掌事務

第三十七条 第三十二号から第三十四号までに掲げる事務 防衛装備庁は、 前条の任務を達成するため、 (第八条第 第四条第一項第五号から第七号まで、 項第六号に掲げるものを除く。)をつかさどる。 第九号から第十一号まで、 第十三号から第十五号まで及び